

右京区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和51年7月22日右京区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正します。

平成26年1月31日

右京区選挙管理委員会
委員長 吉田 修

第21投票区の項中「西京極北庄境町，西京極南庄境町，西京極豆田町，西京極大門町，西京極町ノ坪町，西京極東池田町，」及び「，西京極東町」を削り，「西京極中町」の右に「（葛野大路通以西の区域）」を加え，「，西京極宮ノ東町，西京極中溝町，西京極三反田町」を削り，「西京極西川町」の右に「（葛野大路通以西の区域）」を，「西京極北裏町」の右に「（葛野大路通以西の区域）」を加え，「，西京極畔勝町」を削る。

第35投票区の項の次に次の1項を加える。

第36投票区	西京極畔勝町，西京極町ノ坪町，西京極豆田町，西京極三反田町，西京極中溝町，西京極大門町，西京極宮ノ東町，西京極東町，西京極中町（葛野大路通以東の区域），西京極北裏町（葛野大路通以東の区域），西京極西川町（葛野大路通以東の区域），西京極東池田町，西京極北庄境町，西京極南庄境町
--------	---

（右京区選挙管理委員会事務局）